

陳情第9号

子どものための保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の
増員を求める意見書の提出を求める陳情書

令和5年10月23日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定によ
り配付する。

令和5年11月30日 配付

京丹後市議会議長 谷津伸幸

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める 意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出してください。

理由

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、1) 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2) 4・5歳児の基準を子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました*1。しかし、その内容については、以下の理由から問題があります。

①改善をいつ実施するか明示していない問題

方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、その実施時期は明示されませんでした。現場の厳しい状況を踏まえれば、改善は迅速に行われるべきです。

②基準の改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題

国の「児童福祉施設の設備及び運営の基準」を改定するのではなく、公定価格上の加算での対応となることが、2023年4月11日付けの小倉将信こども政策担当大臣による記者会見でも明言されています*2。加算対応では、すべての施設が対象になりません。すべての子どもに等しい条件で保育を保障するためにも、基準の改定が求められます。

③さらなる改善が求められる問題

今回示された改善項目は、かつて2010年代の「社会保障と税の一体改革」の際に、先送りされたものにすぎません。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準にいてみれば、フランスのパリ市で15対1、スウェーデンのストックホルム市は18対3（実質6対1）*3などであり、日本の基準は非常に遅れた状況にあります。今回の改善提案にとどめず、さらなる基準引き上げが課題です。

④保育士確保のためにも、その労働条件の改善が求められる問題

基準を改善しても保育士が確保できないとの指摘があります。基準改善を実効あるものにし、各施設で増員が図れるようにするために、全産業の平均賃金を下回っている保育士の賃金*4を引き上げることをはじめとした労働条件の改善が必要です。方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題です。

「こども未来戦略方針」で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進といえますが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要です。

つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2023年10月23日

京丹後市議会 議長 谷津 伸幸 様



〒604-8854 京都市中京区壬生
ラポー
京都保育団体

藤井 伸生

Tel.075-801-8810

参考資料*1

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)抜粋

「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

参考資料*2

小倉大臣記者会見録(令和5年4月11日)抜粋 こども家庭庁Webサイト

「1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとしたところであり、…今回の…対応についても、基本的には公定価格の加算措置により実施することになると考えております。」

参考資料*3

「機能面に着目した保育所の環境・空間に関わる研究事業総合報告書」(平成21年3月)社会福祉法人 全国社会福祉協議会 23頁

参考資料*4

令和4年賃金構造基本統計調査 全職種の平均月給(所定内給与額)31万1,800円 保育士の平均月給は26万800円

意見書ひな型

子どものために保育士配置基準の引き上げと、
労働条件改善による保育士の増員を求める意見書

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、1) 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2) 4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。
2. 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応でなく、基準の改定で実施すること。
3. 国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引き上げに着手すること。
4. 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために保育士等の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日
〇〇〇〇議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣(こども政策)／こども家庭庁長官
文部科学大臣／財務大臣 宛(各通)
衆議院議長／参議院議長